

## 税制改正作業前倒しで8～9月頃に税制改正大綱取りまとめか？ ただ日本版ISA(NISA/ニーサ)など金融証券税制は通常の税制改正大綱で取り上げられる見込み

2013年6月12日(水)、日本政府の産業競争力会議(議長・安倍晋三首相、議長代理・麻生太郎副総理)が「日本再興戦略 ジャパン・イズ・バック」と名付けた「成長戦略」を決めた(\*6月14日閣議決定)。これを受けて、政府・与党は成長戦略に特化した税制改正大綱をこの秋にまとめる。通常の税制改正大綱と別の税制改正大綱を前倒しで取りまとめることとなり、「例年は税制改正の議論は年末に行われ、前倒しは異例」(2013年6月13日付読売新聞一面トップ)とも言われるが、5年前の平成21年度(2009年度)税制改正の時も議論は大幅に前倒しされてはいる(後述)。

<平成26年度(2014年度)税制改正の流れ(予定)>

2013年8～9月頃	政府・与党が「成長戦略税制改正大綱」を取りまとめ。
2013年秋	政府が「産業競争力強化法案」を臨時国会に提出。
2013年12月中旬	政府・与党が通常の税制改正大綱を取りまとめ。
2014年1月以降	政府が税制改正関連法案を通常国会に提出。

日本版ISA(Individual Savings Account 少額投資非課税制度、愛称「NISA/ニーサ」)など金融証券税制の税制改正が気になる。ただ、「成長戦略」の中で、日本版ISA(NISA/ニーサ)関連と言うと、「日本産業再興プラン」の中の「1.緊急構造改革プログラム」-「③内外の資源を最大限に活用したベンチャー投資・再チャレンジ投資の促進」-「資金調達が多様化(クラウド・ファンディング等)」にある「事業化後に新規上場に至った企業に対しても、NISA(少額投資非課税制度)の普及促進を通じ、家計からのリスクマネーの供給を強化する」程度である。また、一方で「金融庁は2014年から始まる日本版少額投資非課税制度(NISA)に国債など公社債や公社債投資信託を対象に含める方針だ。早ければ14年度の税制改正要望に盛り込み、16年にも実施する。」(2013年5月26日付日本経済新聞朝刊)と言うことで緊急とも言えない。以上から日本版ISA(NISA/ニーサ)など金融証券税制については先の「成長戦略税制改正大綱」ではなく、12月中旬に取りまとめられる予定の通常の税制改正大綱で取り上げられる見込みだ。

[参考ホームページ]

産業競争力会議「成長戦略」の資料…「<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/keizaisaisei/skkaigi/dai12/siryou.html>」。

## 日本版ISA(NISA/ニーサ)など金融証券税制の税制改正の流れ

ここで税制改正の流れをしっかりと見るべく直近の平成25年度(2013年度)税制改正について振り返った。下記の通り。

<平成25年度(2013年度)税制改正の流れ>

2012年9月7日(金)	金融庁が要望で「日本版ISA 恒久化」や「公社債・公社債投信への投資を可能とすること」等。
2013年1月24日(木)	与党税制改正大綱決定。
2013年3月1日(金)	政府が衆院(第183回国会)に法案提出、3月14日(木)から審議入り。
2013年3月22日(金)	衆院本会議可決、参院へ送付。

2013年3月29日(金)	参院本会議可決、法律が成立。
2013年3月30日(土)	法律・政省令公布。
2013年4月1日(月)	施行。

ところで、この平成25年度(2013年度)税制改正だが、税制改正の議論が最も高まる2012年12月16日に衆院選があった。その為、2012年11月15日に税制調査会(税調)が議論を中断するなど、作業が次期政権に持ち越されて、「税制改正の流れ」としては速過ぎで、政権交代もあり「荒っぽい」展開でもあった(\*12月の総選挙というのは1983年12月18日以来のことであり、1984年1月18日に与党税制改正大綱決定、1984年3月31日に参院本会議で税制改正法案は可決・成立)。そこで下記では、現政権与党である自民・公明が政権与党だった時代の税制改正(平成21年度税制改正)を見ることとする。ただ、当時もまたリーマン・ショック(2008年9月15日～)、「百年に一度」の金融危機で、突然の首相辞任もあって「荒っぽい」展開ではあったかもしれない。だが、日本版ISA(NISA/ニーサ)の創設もあり(\*法制上の措置は平成22年度)、今後の参考には十分なると思われる。下記の通り。

<平成21年度(2009年度)税制改正の流れ>

2008年8月9日(土)	麻生太郎自民党幹事長が「証券マル優制度」(*300万円まで株式配当金非課税)創設を提言。
2008年8月28日(木)	金融庁が要望で「日本版ISA創設」や「高齢者投資非課税制度導入」等。
2008年9月1日(月)	福田康夫首相が辞任を表明。
2008年9月15日(月)	リーマン・ショック。
2008年9月24日(水)	麻生太郎自民党幹事長が首相指名(~2009年9月16日)。
2008年11月11日(火)	自民党税制調査会が総会を開き本格議論開始。
2008年11月14日(金)	政府税制調査会が議論開始。
2008年11月28日(金)	政府税制調査会が答申を首相に提出(*日本版ISA等金融証券税制の言及は一切無し)。
2008年12月11日(木)	自民党税制調査会が日本版ISAの2012年導入決定。
2008年12月12日(金)	与党税制改正大綱決定。
2009年1月23日(金)	政府が衆院(第171回国会)に法案提出、2月12日(木)から審議入り。
2009年2月27日(金)	衆院本会議可決、参院へ送付。
2009年3月27日(金)	参院本会議否決、しかし衆院で与党の3分の2以上の賛成で再可決、成立。
2009年3月31日(火)	法律・政省令公布。
2009年4月1日(水)	施行。

[参考ホームページ]

金融庁「金融証券税制等について」…「<http://www.fsa.go.jp/policy/shokenzeisei/>」、金融庁「平成21年度税制改正要望」…「<http://www.fsa.go.jp/news/20/sonota/20080828-2.html>」、財務省「各年度別の税制改正の内容」…「[https://www.mof.go.jp/tax\\_policy/tax\\_reform/outline/](https://www.mof.go.jp/tax_policy/tax_reform/outline/)」、衆議院…「[http://www.shugiin.go.jp/index.nsf/html/index\\_gian.htm](http://www.shugiin.go.jp/index.nsf/html/index_gian.htm)」。

**税制調査会(税調)と税制改正の流れ**

先述の平成21年度(2009年度)税制改正時の2008年11月28日(金)、政府税制調査会が答申を首相に提出するものの、日本版ISA等金融証券税制の言及は一切無かった。その一方、2008年12月11日(木)に自民党税制調査会が日本版ISAの2012年導入を決定しており、それを受けて2008年12月12日(金)に与党税制改正大綱として決定されたている。これは明らかに自民党税制調査会に決定権限があるということだが、当時、有識者でつくる政府税制調査会は税制改革の方向性を示すだけで、自民党税制調査会が業界の要望や陳情を聞きながら細部を決めていくという役割を持っており、「税制調査会(税調)の二元体制」であったのだ。

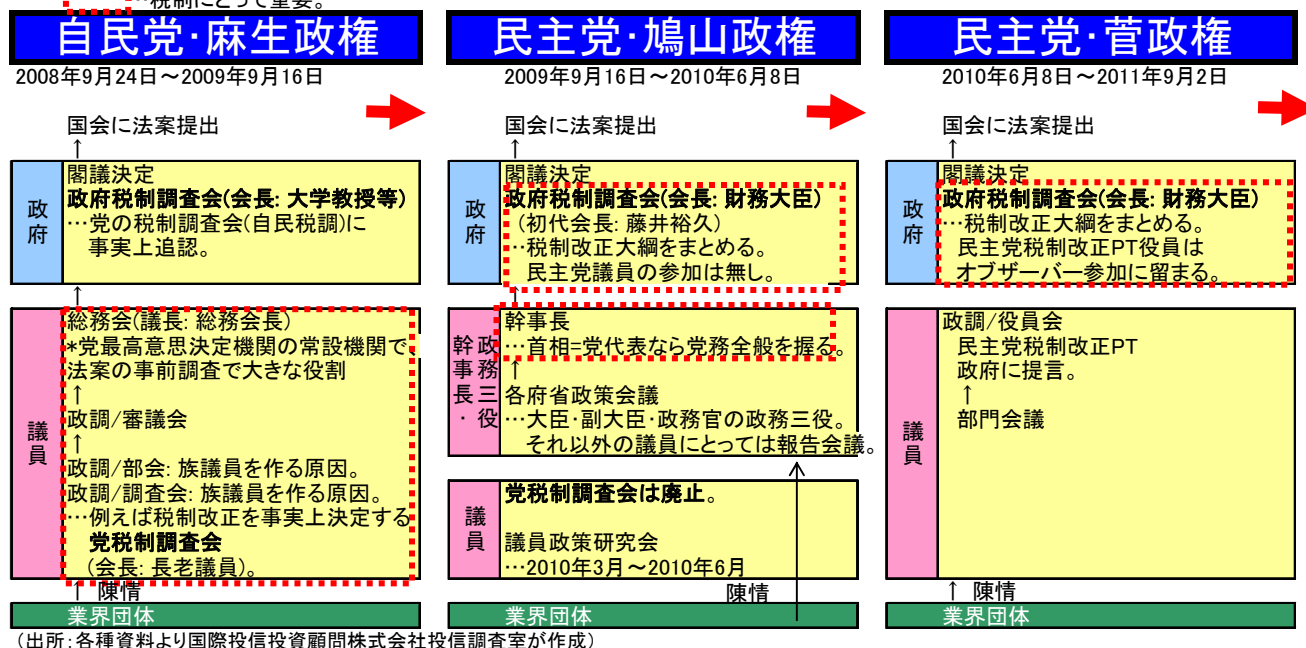
しかし、つい半年近く前の民主政権下では(\*2009年9月16日~2012年12月26日)、党税制調査会は廃止(\*野田政権で復活)され、政府税制調査会が税制改正大綱をまとめていた。しかしそれが自民・公明政権下となり、平成21年度(2009年度)税制改正時と同様に、党税制調査会がまとめることとなった。税制調査会(税調)が二つもあり、役割を代えながら税制改正の流れをわかりにくくしているとも言える。ただ重要なことであるので、税制調査会(税調)と税制改正の流れを今一度しっかり確認、理解しておきたいものである。

[参考ホームページ]

自民党…「<https://www.jimin.jp/>」。政府税制調査会…「<http://www.cao.go.jp/zei-cho/>」。

2013年6月12日作成

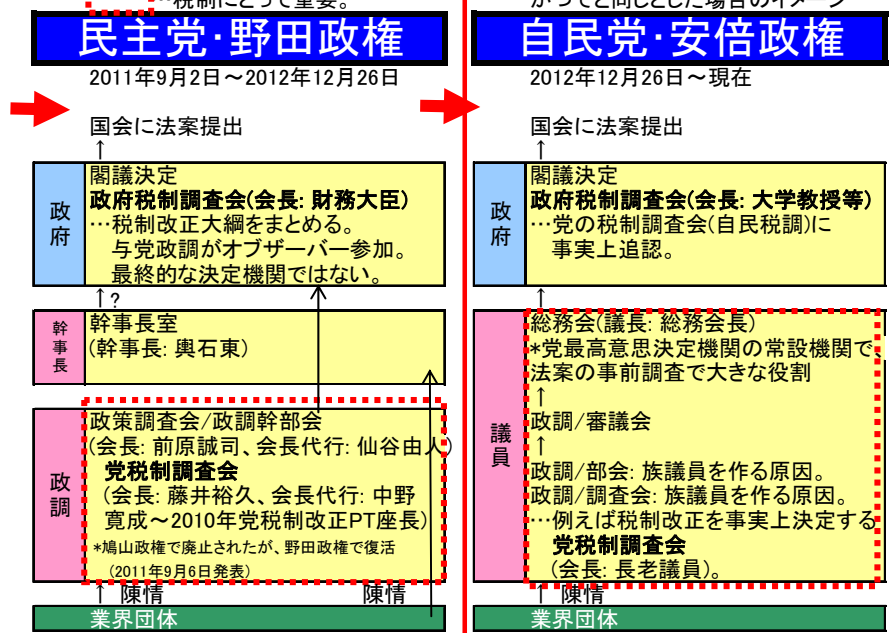
税制改正などの政策決定プロセス・イメージ  
…税制にとって重要。



(出所:各種資料より国際投信投資顧問株式会社投信調査室が作成)

2013年6月12日作成

税制改正などの政策決定プロセス・イメージ  
…税制にとって重要。



(出所:各種資料より国際投信投資顧問株式会社投信調査室が作成)

以上  
(投信調査室 松尾、窪田)

## 本資料に関してご留意頂きたい事項

本資料は日本版ISA(少額投資非課税制度、愛称「NISA/ニーサ」)に関する考え方や情報提供を目的として、国際投信投資顧問が作成したものです。本資料は投資勧誘を目的とするものではありません。なお、以下の点にもご留意ください。

- 本資料中のグラフ・数値等はあくまでも過去のデータであり、将来の経済、市況、その他の投資環境に係る動向等を保証するものではありません。
  - 本資料の内容は作成基準日のものであり、将来予告なく変更されることがあります。
  - 本資料は信頼できると判断した情報等をもとに作成しておりますが、その正確性、完全性等を保証するものではありません。
  - 本資料に示す意見等は、特に断りのない限り本資料作成日現在の国際投信投資顧問 投信調査室の見解です。
- また、国際投信投資顧問が設定・運用する各ファンドにおける投資判断がこれらの見解に基づくものとは限りません。